

令和８年度 第１回 新潟市障がい者施策審議会 会議録

【日 時】

令和８年７月２７日（月曜）午後１時３０分から午後３時３０分

【場 所】

黒崎市民会館１階 ホール（新潟市西区鳥原９０９番地１）

【出席者】

<委 員>

石川委員、長谷川委員、田部委員、高橋委員、石井委員、星委員、久根内委員、吉井委員、熊谷委員、有川委員、小池委員

計１１名

（欠席委員：藤林委員、高井委員、馬場委員）

（欠員：新潟市障がい者地域自立支援協議会）

<事務局>

福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員
（関係課）

こども家庭課、児童発達支援センター、こころの健康センター、
各区健康福祉課、特別支援教育課

【傍聴者】

０名

【目 次】

- １．開会・・・・・・・・・・ p ２
- ２．福祉部長挨拶・・・・・・・・ p ４
- ３．自己紹介・・・・・・・・・・ p ５
- ４．議事・・・・・・・・・・ p ８
- ５．報告事項・・・・・・・・・・ p ２ ６
- ６．その他・・・・・・・・・・ p ２ ８
- ７．閉会・・・・・・・・・・ p ２ ９

1. 開会

(司会：障がい福祉課 長澤課長補佐)

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和8年度第1回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、また暑い中審議会にご出席いただき、ありがとうございます。私は本日の進行を務めます、障がい福祉課の長澤と申します。よろしくお願いいたします。以後、着座にてお話しさせていただきます。

開会に先立ち、本日は今年度最初の審議会となりますので、会議の公開及び議事録の取り扱いについてご説明いたします。「新潟市附属機関等に関する指針」により、会議は原則として公開することとしておりますので、本日は傍聴が可能となっております。また、報道機関による取材が入る場合がございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

当会議の内容につきましては、同指針により議事録を作成し、後日ホームページなどで公開することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。また、議事録作成のため、録音をご了承いただきますとともに、ご発言の際には職員がマイクをお持ちいたしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の配付資料の確認をお願いいたします。はじめに、事前にお送りしたものとして

- ・ 本日の次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 座席表

【資料1】第4次障がい者計画進捗状況

【資料2】第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の数値目標達成状況

【資料3】第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画のサービス見込み量に対する実績について

【資料4】第5次障がい者計画及び第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定について

【資料5】第5次障がい者計画の構成案について。

【資料6】障がい福祉施策に関するアンケート調査について。

参考資料といたしまして、

【参考資料1】新潟市障がい者施策審議会について

【参考資料2】第4次障がい者計画（概要版）

【参考資料3】第7期障がい福祉計画・第3期障がい福祉計画（概要版）

【参考資料4】第5次障がい者基本計画概要

【参考資料5】「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要

【参考資料6-1】令和8年度アンケート調査票（障がい者向け）

【参考資料6-2】令和8年度アンケート調査票（障がい児向け）

以上16点となります。また、本日机上配付資料としまして、事務局側の出席者を修正した、出席者名簿の差し替え資料を配布させていただきました。大変お手数ですが、お手

元の出席者名簿２ページ目と差し替えをお願いいたします。以上となりますけれども、お手元には資料はお揃いでしょうか。

また、会議資料ではありませんが、当審議会委員の委嘱状を皆様の机上に配付させていただいております。こちらも併せてご確認くださいませようをお願いいたします。

2. 福祉部長挨拶

(司会：障がい福祉課 長澤課長補佐)

それでは、開会にあたりまして、上所福祉部長よりご挨拶申し上げます

(上所福祉部長)

皆様、こんにちは。福祉部長の上所と申します。本日は大変ご多用の中、またお暑い中、本審議会にご出席いただき、まことにありがとうございます。また皆様におかれましては、日ごろより本市の障がい福祉施策に、さまざまな機会でご支援・ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。今回委員の改選が行われまして、皆様に委員にご就任いただきましたことを、重ねてお礼申し上げます。

さて、この審議会は、障がい福祉施策全般について審議をする場であり、障害者基本法に定める障がい者計画、障害者総合支援法に定める障がい福祉計画、そして、児童福祉法に定める障がい児福祉計画という3つの計画の策定、この計画の進捗状況の監視、推進をしていただくということで、非常に重要な附属機関となっております。

本日が令和8年度の第1回目の審議会となりますが、今年度は今ほど申し上げましたこの3つの計画の改定に伴い、計画を策定するという年度ということで、1年間で5回、この審議会にご参加いただく予定となっております。皆様には大変ご負担をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様から忌憚のないご意見を頂き、本市の障がい福祉施策がより前進できますようわれわれも取り組んでまいりたいと思っております。どうぞご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

3. 自己紹介

(司会：障がい福祉課 長澤課長補佐)

それでは、次に次第の3、自己紹介を進めてまいります。本日の委員の出席状況でございますが、新潟市視覚障害者福祉協会の藤林委員、NPO 法人にいがた温もりの会の高井委員、そして一般社団法人新潟市歯科医師会の馬場委員より、ご欠席のご連絡を頂いております。石井委員におかれましては、ただいま到着が遅れておりますが、ご出席の連絡を受けております。14名の委員のうち11名の委員の方々が出席されており、過半数を超えておりますので、お手元にある参考資料1、3ページの「新潟市障がい者施策審議会条例」第5条第2項の規定により、この審議会が成立していることをご報告いたします。

次に、皆様の自己紹介です。この審議会の任期は3年間となっており、令和8年3月末に全員の任期満了を迎え、4月1日から新たに、今回お集まりの皆様担当審議会の委員にご就任いただいております。ご就任後今回初めての審議会となりますので、委員の皆様全員から簡単に自己紹介をいただきたいと思います。それでは、石川委員から順に自己紹介をお願いします。

(石川委員)

皆さん、はじめまして。NPO 法人新潟市ろうあ協会理事の石川順子と申します。皆様、よろしくお願いいたします。3年前までこの委員をしておりました。そのあとはちょっとお休みさせていただきまして、今年また久しぶりに皆さんとお会いすることができました。皆さん、よろしくお願いいたします。以上で終わります。

(司会：障がい福祉課 長澤課長補佐)

それでは順番をお願いします。

(吉井委員)

新潟市基幹相談支援センター東の、相談員の吉井です。よろしくお願いいたします。

(熊谷委員)

新潟市医師会より推薦を受けて委員をさせていただいております、熊谷敬一です。心療内科の医師でございます。よろしくお願いいたします。

(有川委員)

新潟大学の有川と申します。引き続きになっておりますが、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

(小池委員)

新潟公共職業安定所所長の小池と申します。よろしくお願いいたします。

(長谷川委員)

新潟市身体障害者福祉協会連合会会長の長谷川です。どうぞよろしくお願いいたします。

す。初めての委員です。よろしくお願いします。

（田部委員）

私は新潟地区手をつなぐ育成会、副会長の田部雪枝と申します。私の会は、知的障がい者の本人とその家族の会です。現在新潟市内中央区、東区、西区を中心に 420 名の会員がおります。よろしくお願いいたします。

（高橋委員）

認定 NPO 法人にいがた・オーティズムの高橋と言います。よろしくお願いいたします。オーティズムは、発達障がいの本人たちと親と、それを取り巻く人たちのための法人であると私は考えています。私自身は、重度の知的障がいを併せ持つ自閉症者の親です。いろいろな毎日困ったことがありますので、皆さんのお話とかをよく聞いて頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

（星委員）

社会福祉法人新潟市中央福祉会から参りました、ワークセンター日和山の施設長をしております、星愛子と申します。今年度から、私も委員として参加させていただきますので、いろいろと勉強させていただければと思います。

中央福祉会は、通所施設とグループホーム、それから短期入所といった通所施設中心の事業所、法人となっております。よろしくお願いいたします。

（久根内委員）

社会福祉法人更生慈仁会の十字園、こちらは入所施設になっています。施設長の久根内と申します。よろしくお願いいたします。昨年度までは別の部署として、通所施設の代表として出席させていただきました。引き続きよろしくお願いいたします。

（司会：障がい福祉課 長澤課長補佐）

委員の皆様、ありがとうございました。なお、出席者名簿の下段のほうです。新潟市障がい者地域自立支援協議会からの委員の選出につきましては、現在事務局より委員の選出依頼を行っております。本日はまだ決まっていないため、欠員となっておりますが、次回以降の施策審議会へのご出席をいただく予定としております。

また、事務局につきましては、配付しました出席者名簿の 2 枚目をご覧ください。この体制で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議事に入る前に、当会議の位置付けと役割について、事務局よりご説明いたします。参考資料 1 をご覧ください。

（事務局：障がい福祉課 石原管理係長）

障がい福祉課管理係、石原と申します。議事に先立ちまして、私より当審議会の役割と位置付けにつきましてご説明をいたします。本日は、皆様が新たな任期の委員として就任をされて最初の会議となりますので、お手元の参考資料 1 「新潟市障がい者施策審議会に

ついて」に基づきまして、どのような会議なのかあらためてご紹介をさせていただきます。では、座って説明をさせていただきます。

この審議会には、3つの法律に基づく役割がございます。1つ目は障害者基本法に基づくもので、障がい者計画の策定について審議いただくとともに、障がい者施策が総合的・計画的に進められているか、またその実施状況についてご確認をいただきます。2つ目は障害者総合支援法に基づくもので、障がい福祉計画について審議をいただきます。3つ目は児童福祉法に基づくもので、障がい児福祉計画について審議をいただきます。

今申し上げました3つの計画は、名称が似ておりますので、その違いについて整理をいたします。障がい者計画は、この丸囲みになりますけれども、保健・医療・教育・雇用・生活環境・啓発など、幅広い分野を対象とした総合的な計画で、施策全体の大きな方向性を示すものとお考えください。次に、障がい福祉計画は、障がい福祉サービスの提供体制を整備するための計画で、各種サービスの見込み量などを定めるものです。最後に、障がい児福祉計画は、障がい児の通所支援や相談支援の提供体制を整備するための計画で、こちらもサービスの見込み量などを定めるものです。大きな方向性を示す障がい者計画と具体的なサービス量を定める福祉計画、この関係でイメージをしていただけますと、大変わかりやすいかと思います。

また、この審議会は開かれた議論を行うため、公開での開催となります。また、障害者基本法第36条及び新潟市障がい者施策審議会条例を根拠として設置されております。委員の皆様からは、それぞれのお立場やご経験に基づきました、忌憚のないご意見をお寄せいただきたいと考えておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。私からの説明は以上でございます。

4. 議事（１）会長・会長代理の選出

（司会：障がい福祉課 長澤課長補佐）

続きまして、これより次第４．議事に移らせていただきますが、会長が選出されるまでは、引き続き司会のほうで議事を進行させていただきます。

まず、本日の議事の流れですが、最初に会長・会長代理の選出を行います。その後、現行の計画の進捗状況、次に次期計画となる第５次障がい者計画及び第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画の策定について。最後に、計画策定にあたり、現在実施している障がい福祉施策に関するアンケート調査についてご説明させていただきます。

おおむねの時間配分ですが、議事（１）会長・会長代理の選出につきましては５分程度、（２）第４次障がい者計画の進捗状況についてと、次の第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の数値目標達成状況についてを併せて３０分程度、（４）第５次障がい者計画及び第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画の策定について４０分程度、報告事項の障がい福祉施策に係るアンケート調査については１０分程度をみております。議事から報告事項の全体として、８０分程度を予定しております。会場の使用時間を踏まえて、最終的に午後３時半をめどに会議を終了したいと考えておりますので、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、はじめに議事（１）会長・会長代理の選出ですが、当審議会の会長は、施策審議会条例第４条の規定により、委員の互選により決定することとなっております。立候補もしくは推薦などありますでしょうか。はい、田部委員お願いします。

（田部委員）

私は有川委員を推薦したいと思います。前会長を務められた有川委員は、この審議会を十分にまとめてこられ、また今まで行ってきた議論の連続性の点においても適任だと思います。よろしくお願いします。

（司会：障がい福祉課 長澤課長補佐）

田部委員、ありがとうございます。ただいま、田部委員から有川委員を推薦したいとのこと発言がありましたが、皆様、いかがでしょうか。

（拍手）

（司会：障がい福祉課 長澤課長補佐）

ありがとうございます。それでは、皆様のご賛同によりまして、会長は有川委員に決定いたしました。

それでは、会長に選出されました有川会長におかれましては、会長席へお移りいただきますようお願いいたします。

それでは、有川会長から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

（有川会長）

新潟大学の有川と申します。このたび会長に推薦していただきまして、ありがとうございます。

います。今年度は、先ほどから話に出ていますけれども、障がい者計画と障がい福祉計画、あと障がい児福祉計画の3つの策定の年です。何年かに1回はこういうことになるんですけれども、非常に重い、重責のある役に今年は就かせていただきました。基本的には皆様のご協力を賜りながら進めていきたいと思っておりますけれども、円滑な議事運営に努めてまいりたいと思いますので、皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

（司会：障がい福祉課 長澤課長補佐）

ありがとうございました。それではここからの議事については、会長に進行をお願いいたします。有川会長、よろしくお願いいたします。

（有川会長）

それでは、議事のほうを進めさせていただきます。次第に従いまして議事を進めさせていただきますが、議事（1）では会長のほか、会長代理のほうの選出をすることとなっております。施策審議会条例第4条第3項により、会長代理は会長が指名することとなっております。私といたしましては、長谷川委員を会長代理に指名したいと思いますが、長谷川委員、いかがでしょうか。

（長谷川委員）

会長のご指名ですが、お引き受けしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

（有川会長）

ありがとうございました。これで、議事（1）の会長・会長代理の選出を終了いたします。

それでは、この審議会については、各委員から忌憚のないご意見、積極的なご発言を頂きながら、充実した審議をしていきたいと考えております。委員の皆様方、ご協力をいただきますようお願いいたします。

4. 議事（２）第４次障がい者計画の進捗状況について

4. 議事（３）第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の数値目標達成状況

（有川会長）

それでは、議事の（２）第４次障がい者計画の進捗状況についてと、（３）第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の数値目標達成状況については、事前に資料を皆さんにお送りさせていただいて、すでに読まれているかと思いますが、事務局から簡単に説明をお願いいたします。

（事務局：障がい福祉課 榎本課長）

皆様、こんにちは。障がい福祉課長の榎本です。２年目になります。今年度もよろしくお願いします。今ほどお話ありましたとおり、通常の、今からお話しします、現在の計画の進捗管理と、今回は６年に一度の大きなベースとなる計画と、それを３年ごとに刻む計画ということで、３つの計画を今年度策定の中で、皆様のご意見頂きながら策定をしていく年になりますので、いろいろご負担がかかるかと思いますが、それぞれのお立場でのご意見をいろいろお聞かせいただきながら、障がい者のための計画、より効果的な実を伴う計画にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、最初に、現在の計画の進捗状況ということで説明をしたいと思います。座って説明します。

まず資料は、参考資料２と参考資料３をご覧ください。参考資料２のほうは、タイトルとして「第４次新潟市障がい者計画」、その下に「第６期新潟市障がい福祉計画・第２期新潟市障がい児福祉計画」というタイトルが参考資料２になっています。もう１つ「第７期新潟市障がい福祉計画」と「第３期新潟市障がい児福祉計画」というものが参考資料３になっております。

最初に、こちらの「第４次新潟市障がい者計画」、いわゆる障がい者計画のほうの部分についてお話ししたいと思います。目を通していただいているかもしれませんが、ちょっとなぞるような感じかもしれませんが、１枚めくっていただきまして、１ページご覧ください。

その前に整理をします。ごめんなさい。今の「第４次新潟市障がい者計画」というのが、計画期間が６年に一度ということで、６年の計画でして、それは本当に基本の理念とか新潟市が障がい者施策においてどういう方向で取り組んでいくかという基本的な理念ですとか、基本部分をうたっているものです。その下に書いてある「新潟市障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」というのが、これが今６期・２期とか、次が７期・３期というって、この６年間の第４次の計画の中で、３年ごとに、先ほどお話あったように。数値ですとか目標ですとか、基本計画を踏まえた具体的な取り組みを、３年ごとに前期と後期に分けて目標設定して、進捗管理していく、それに向けて施策を実施していくという立て付けになっています。なので、今の現在の計画でいうと、第４次新潟市障がい者計画は令和３年度から８年度までの６年間なので、今年度が最終年度なので、次年度からを今年度中につくるということで、そのＲ３からＲ８の間について、Ｒ３からＲ５がこの６期と２期の計画ですし、現在の７期・３期は後半のＲ６からＲ８の計画で、具体的な数値目標とか

目標を定めたものです。

では、簡単に位置付けとかそういうのもお話ししていきたいと思うのですが、まずは6年間の「障がい者計画」についてですが、参考資料2の1枚をめくっていただきますと、1ページに書いてあります。細かい話をしますと、障がい者計画というのは、障害者基本法の規定に基づく、市町村が策定する障がい者計画という位置付けになっています。先ほど言いましたように、本市の障がい者施策の基本的な方向性を定めるものになっています。その全体6年間を通しての基本理念というのが書いてあり、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指す」というのが基本理念となっております、この理念に向けて、3番に書いてあるとおりですが、大きく3つの基本目標が定められています。「地域生活の支援体制の充実」「自立の実現に向けた支援と療育・教育の充実」、そして「地域社会の障がいに関する理解の促進」、これが3つの基本目標というふうに位置付けられています。

1枚めくっていただきますと、2ページには、基本計画の構成が書かれております。2ページの各論の下に書いてありますとおり、1の「地域生活の支援」から、7の「行政等における配慮の充実」まで、保健医療・教育・就労・生活環境・啓発など、多岐に幅広い部分に渡った項目を基本構成とする、総合的な計画というふうになっております。次のページ、3ページから6ページにかけては、この7つの項目についての主な施策が記載されているというふうになっております。以上が基本計画の、ざっとですが、こういうものだというものです。

続いて、今度は3年ごとに策定する数値目標ですとか目標を定める、参考資料3のほうをご覧ください。こちら1枚めくっていただきますと、「計画の概要」、「計画策定の趣旨」というものが書かれております。障害者総合支援法の理念を実現するとともに、地域において必要な各種サービスが計画的に提供されるように、数値目標を設定して、サービス提供体制の確保や推進のための取り組みを定めているというものであります。

計画の位置付けとしては、「者」のほうの計画である障がい福祉計画は、障害者総合支援法の規定に基づく、市町村が策定する障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、児童福祉法に定める、市町村が策定する障がい児福祉計画というふうになっております。

めくっていただきまして、3ページご覧ください。上に令和8年度の成果目標とあります。これは今、後期のほうの、R6からR8の3カ年の計画ですので、最終年度である8年度の部分について、最終的な目標というものが記載されております。それぞれ国のほうで、こちらの計画の基本指針というのが定められまして、それに沿って、踏まえてということで、(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行という項目から、次のページ、ずっと7ページまでいきまして、(8)障がいや障がいのある人への理解促進というところまで、先ほど言いましたように、計画の最終年である令和8年度末で到達するというふうにして設定している、具体的な数値目標を定められているというものでございます。

続いてめくりますと、8ページから最後の13ページまでは、それぞれそういうサービスに関する3年間ごと、今は後期のR6からR8ですけれども、年度ごとのサービスの見込み量も計画として位置付けをして、記載をしているという計画になっております。

まず計画、そもそも基本計画である障がい者計画と、3年ごとに数値目標を設定する障

がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要については、以上になります。

それでは、各計画の、先ほど言いましたように、今年度はR7年度が終わりましたので、終わった時点での進捗状況をご確認いただきながら意見をもらうという場ですので、そちらを資料1、2、3に沿ってお話をさせていただきます。先ほど言ったように、非常に多岐にわたる計画で、今ご覧いただいた方もかなりのボリュームが資料1、2、3ある中ですが、主なものという形で、ポイントを絞りながら、7年度までどういうことを主にしてきたかというのを、基本計画と具体的な数値目標を定めた計画を分けて説明していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず資料1の1ページ、大きな項目は一番左に書いてあります、「1 地域生活の支援」となっております。(1)が相談支援体制の充実となっております、さらにそこから、左側が施策の方向性、右側が7年度までの取り組み状況となっておりますので、そこをかいつまむ形なので、お聞きいただきながらでいいかと思いますが、よろしくお願いします。

まず、①障がいのある人が身近なところでいつでも相談や情報提供が受けられる体制の整備ということについては、基幹相談支援センターなどの相談機関や各地域の相談員等を通じて、障がい者やその家族の支援を行ったというところでございます。

その下、同じページの②夜間を含めた緊急時の連絡体制の確保ということにつきましては、緊急時の相談受け入れの対応を行う機能を担う、新潟市地域生活支援拠点というものに、各事業者さんに登録をしていただいて、連携を取りながら対応してきたというところでございます。

1枚めくっていただきまして、2ページです。続いて③発達障がいや難病、高次脳機能障がいなどへの対応につきましては、各種相談対応や支援者のスキル向上を図り、続いて3ページになりますが、④発達障がいに係る保健・医療など関係機関との連携及び相談支援体制の強化につきましては、新潟市発達障がい者支援センター「JOIN」において、相談支援やさまざまな困りごとの解決に取り組んできたところでございます。また、新潟市立児童発達支援センター、こちら「こころん」という施設でございますが、こちらにおきましても、保育所等への巡回支援や療育支援体制強化に取り組んできました。それが3ページです。

1ページ飛びまして、次5ページをご覧ください。左上に⑦と書いてあります。相談支援体制の効果的な実施ということにつきましては、自立支援協議会におきまして、重度心身障がい児者などに対する支援や就労支援といった課題ごとに、研修会の実施や対応等についての協議を行いまして、関係機関のネットワーク強化に努めてきました。市の自立支援協議会というところが、市の政策全般の、それぞれ当事者ですとか関係機関のご意見頂きながら決めていくところですが、そこにそれぞれ部会で、それぞれの検討する就労支援をテーマにするところですか、重心の方を対象にするところですかというところでもみながら、その自立支援協議会で報告を上げていって、最終的に自立支援協議会としてそういう声を形にしていこうとか、そこで承認されてしていくというような立て付けになっているところでございます。

続いて6ページをご覧ください。右側にいろいろ介護給付を中心としたサービス事業が書いてあるページでございます。在宅サービスの充実という切り口でございますが、居宅

介護をはじめとする各種サービスを引き続き提供するとともに、補装具費の支給や日常生活用具などの給付も行ったところでございます。サービスごとの利用状況は、右側に記載されておりますが、就労系の事業ですとか、共同生活援助、いわゆるグループホームにつきましても、民間の法人の方が立ち上げていただきながら、サービスが増加してきているというような印象がございました。

続きまして、7ページのちょっと上から下一段落を超えたところですが、(3) 経済的な支援でございます。こちらは特別障がい者手当や、生活保護扶助費等の各種手当の支給を行うとともに、福祉タクシー利用助成など、障がい者の移動にかかる部分について、費用の助成を行ってきたところでございます。

続いて、めくっていただいて8ページは(4) サービス基盤の充実と書かれております。こちらにつきましても、入所施設の整備の補助ですとか、障がい者の共同生活の場である、先ほども出ましたが、グループホームですとか、精神障がい者地域生活支援施設に係る運営費の一部などについて、補助を行ってきたところでございます。

続きまして9ページです。(5) として、地域生活を支える人づくりという切り口でございます。こちらにつきましても、区ごとに障がい者相談員というのが配置されておまして、そちらで相談支援ですとか共助の仕組みづくりに向けまして、依存症支援者研修会や心のサポーター養成研修なども開催したところでございます。

続いて、1枚飛びまして11ページをご覧ください。左上に(7) 情報提供・意思疎通支援の充実と書かれております。手話通訳者や要約筆記者の派遣ですとか、通訳者等の人材の養成のほか、障がい者 ICT サポートセンター事業という事業を通じて、障がい者向けの ICT 機器に関する相談・訪問サポートなどを通じて、支援機器に関する情報提供を行ったところでございます。

次に、めくりまして12ページでございます。真ん中ほどの(8) 災害時支援体制の整備でございます。能登半島地震も踏まえまして、災害というのが本当に身近に、いつ起こるかわからないという部分があったところでございますが、こちらにつきましても、避難行動要支援者名簿の地域への提供により、災害時の共助の仕組みづくりに取り組んできているところでございます。

続いて、14ページをご覧ください。こちらから大きな項目立てが1つ変わります。「保健・医療・福祉の充実」という項目になります。

その下に書いてあります(1) 障がいの予防と早期の気づき、早期の支援という項目です。あとでお話するのですが、こちらの計画、今言葉が「障がいの予防」と書かれております。こちら昨年度までの審議会の中でもちょっと誤解を招く表現、「障がいの予防って何？」というご意見も頂いたところでございます。こちら今計画で策定している中なので、この項目は今年度の現在の計画にはこのままなっているのですが、あとでお話ししますが、次期の計画につきましても、そちらのご意見も踏まえまして、修正をしていく方向で考えているというところではございます。こちらにつきましても、基幹相談支援センターにおいて、障がい児に係る相談支援を実施するとともに、先ほど話した児童発達支援センター「こころん」を中核としまして、早期療育の充実に取り組んだところでございます。

続いて、次のページ15ページ、左上に(2) とあります。医療・リハビリテーション

の支援の充実というところでございますが、医療サービスを安心して受けられるよう、引き続き重度障がい者医療費助成や自立支援医療などの各種医療費助成を実施してきたところでございます。

続いて次のページ、16 ページの左上に（３）精神保健と医療施策の推進とあります。こちらでは、こころの健康センターにおいて精神保健福祉に関する基礎研修及び専門研修を実施してきたところです。また、次のページ、17 ページに移りますと、精神医療相談窓口による相談など、精神科救急医療体制の強化にも取り組んできました。

続いて、次のページ、18 ページでございます。左上に書いてありますが、（４）難病に関する保健・医療施策の推進とあります。こちらは難病患者に対する特定医療費助成や相談支援に取り組んできたものでございます。

続いて 19 ページ。次からまた大きな項目が変わります。「３ 療育・教育の充実」という項目でございます。（１）就学前療育の充実というところでは、新潟県と合同でペアレントメンターの研修を実施したほか、発達支援コーディネーターの養成を行ってきたところでございます。

続いて 20 ページ、中ほど上ぐらいの（２）学校教育の充実という項目です。小中学校の特別支援学級や通級指導教室を整備するとともに、１人１人のニーズに応じた支援を行ってきました。

続いて、飛びまして 22 ページからはまた大きく項目が変わりますが、４番目の項目「雇用促進と就労支援」になります。（１）雇用促進と一般就労の支援でございますが、新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」におきまして、就職を希望する障がい者の、相談から定着までの一貫した伴走型支援を、関係機関と連携して実施してきたところでございます。

次のページ、23 ページになりますが、中ほどの（２）福祉施設等への就労の支援でございますが、障がい者が就労や生産活動等を通じて自立した生活を送るための支援ということで、就労継続支援給付費等を支給したほか、授産製品の共同販売を行う、古町にある「まちなかほっとショップ」を活用しまして、障がい者の就労や障がいへの理解促進を図ったところでございます。

続きまして、１ページ飛びまして 25 ページです。こちらからまた新しく項目が変わります。５番目です。「生活環境の整備」ということになります。ちょっと飛ばしまして、26 ページの下段です。（３）緊急時の支援体制の整備とあります。こちらでは、一人暮らしの重度身体障がい者の住居内に緊急通報装置を設置しまして、24 時間体制での緊急時の連絡体制を行ってきたところでございます。

続いて 27 ページにいきますと、左上に（４）犯罪・消費者トラブル防止とあります。そちらの被害に備えた出前講座ですとか、消費生活センターというところが、いろいろそういう部分の啓発もしています。出前講座と言われてわれわれが出向く講座って、なかなかハードル高いと思うんですね。なので、もう少しこういう全般に事業所さんに啓発をしてほしいという意見を、昨年度ちょうどこの審議会で頂いてまして、消費生活センターからのそういう案内、気をつけてくださいというのを、ぜひ利用者の方にお伝えくださいということで、一斉メールで各事業所、全部の事業者にも周知をさせていただいたところでございます。

続いて、28 ページでございます。こちらからまた新しく項目変わしまして、「6 障がい理由とした差別の解消及び権利擁護の推進」という項目でございますが、(1) 障がい理由とした差別の解消の推進というところで、こちらは共生社会の実現に向けまして、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」、共生条例に関する研修会ですとか、イベント等で条例の周知啓発を図りまして、市民の認知度の向上に取り組むとともに、個別に差別相談につきましては話し合いながら、それぞれ当事者の間の意見、歩み寄りといいますか、意見交換によってトラブルを解決していくというところなので、そちらの相談に対応したというところでございます。

その下、中ほどですが、(2) 権利擁護の推進では、こちらは虐待相談などの対応により、当事者及びその家族を支援してきたところでございます。

次のページ、29 ページになりますが、ちょっと上から下がったところ、(3) 障がいと障がいのある人に対する理解の普及という項目でございます。さまざまなイベントや「市報にいがた」通じまして、先ほどありました共生のまちづくり条例の周知に努めるとともに、障がい者アートを活用したポスター、ステッカーなどを商業施設等に掲示するなどして、障がいのある人の理解を深めるための取り組みを進めてきたところでございます。小さいころからそういうような理解が必要かなというところもありまして、取り組みとしては、障がい当事者の方が学校へ出向いて、授業の中で説明をしていく。子どもたちは、普通に教室にいれば当たり前のようにはあるんですけど、そういうところもさらに話をこちらで説明していくことによって、障がいのある人が地域に普通に一般にいる社会なんだなというところを、小さいうちから理解をいただくということが大事なかなと思ひまして、そういう派遣なども、結構学校の先生方もご理解いただいているので、皆さん依頼をいただいて派遣をさせていただいているところでもございます。

次に 30 ページ、(4) 福祉教育の推進。こちらにも関連するようなお話かと思いますが、こちらは小中学校において、特別支援学級や特別支援学校に通う児童生徒との交流や、共同学習の機会を設けましたというところで、先ほどの授業も、こちらのほうの部分に該当するかと思います。

次のページ、31 ページです。(5) ボランティアの活動の支援・推進という項目です。そちらでは、手話通訳者などの養成講習会やボランティア講座を実施して、そういう関係者といいますか、そういう方々にご協力いただけるような理解ある方を増やしていくというようなことを取り組んできたところでございます。

長くてすみません。ようやく最後になります。32 ページです。大きな項目また 1 つ変わしまして、「7 行政等における配慮の充実」という項目でございます。(1) 選挙等における配慮等では、障がいのある方の投票の機会の確保、その下の(2) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進につきましては、われわれ市の職員も、それぞれの立場で市民と接することが多くありますので、職員自身の研修の中で、しっかり市の職員としても障がいの理解を深めていくというような取り組みをしまして、合理的配慮などの理解促進を図ってきたところでございます。

長くなりましたが、以上が資料 1 の説明になります。これは今、議事の(2)でございます。

続いて議事(3)というのは、今度 3 カ年ごとに取り組んでいます、障がい計画と

障がい児計画の進捗の話になります。資料の2をご覧ください。またこちらにも結構ボリュームがありますが、数値的な目標もあるので、もう少しイメージができるかなと思います。説明をまずさせていただきたいと思っています。

それでは、こちらは先ほど言いましたように、6年度から8年度までの3カ年の計画の、今の状況というのは7年度、2年目が終わったときの状況ということで、今の数値になっております。全体で言いますと、障がい福祉計画・障がい児福祉計画で、全部で大きく分けますと22成果目標が設定されているというところでございます。

1ページご覧いただきますと、1番ということで、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」というものがあります。地域生活移行者の数ですとか、施設入所者数などを指標として設定しているところでございますが、(2)の実績を見ていただきますと、R6、7、8の上段、地域生活移行者数というのは、6年度はまだ4人いらしたんですけど、昨年度は書いてありますとおり0人というところでございます。ご存じかもしれませんが、国も入所している方がずっと施設で、言い方は悪いですけど「閉じこもり」じゃなくて、地域での生活をということで、それがよく言われる言葉で言うと「地域移行」と言われているのですが、かなり前から国からはそういう話もあって、われわれも取り組んできたところで、6年度以前は結構人数は何人かいたんですけど、やはりここに来て、そういうことが可能な方はある程度もうやれたということで、今本当に入所施設にいらっしゃる方というのは、当事者の方もいらっしゃると思いますが、かなり重度な方で、やはりなかなかすぐに家での生活、それは自宅だけでなくグループホームも含めてですが、なかなかそこで生活の基盤を置きながら支援を受けながらというのは、なかなか簡単にはもういかなような方々が多くなってきているというところも、なかなか数が増えないのかなというふうに思っています。ただ国のほうからも、そういう全国的な動きもある中でしょうけれども、地域移行、各施設で、入所施設とかで地域移行本当にできる人はほかにいないかみたいなアセスメントをするような確認を今後義務付けられるというか、そういうことはちゃんとしてくださいという動きもあるので、今後またそういうところで洗い出しをしながら、本人の意思がない中とか家族の意思がない中でなかなかできない話ですので、その辺は状況のところと当然ご本人ですとか、ご家族の意思を確認しながら、可能な部分についてはそれぞれ地域で生活するというのを念頭に置きながら、地域で生活しようとするのを支えていく支援機関も当然ありますので、そういう調整が可能なものについては、引き続き国の方向性のとおり、地域移行についても取り組んでいきたいとは思っております。

すみません、1点数字の訂正がありまして、今の1ページの実績の下段、施設入所者数というのが、6年度が592人、7年度617人と今皆さんのところにお送りした時点ではなっているかと思うのですが、こちら一部若干修正がありまして、611人ということですので、すみません、今こちらで口頭にて訂正をさせていただきます。

施設のほうも、実際のところ今言ったように、国は地域移行ということで、できる限り地域で暮らすようにという話だから、入所施設を増やすという話は、国の今の方向性としてはないんですね。なんですけど、今新潟市は170名ほどの入所施設待機者がいる状況です。ただこの中には、本当にご家族の方が、今は面倒見れてるけど、将来的にやっぱり親が、自分が亡くなったりとかすることを考えると、いざというときのために申し込んでる

方も中にはいらっしゃるかもしれませんが、ただ事実としては、当然本人の障がい程度は、入所施設に入れるという重たい程度なので、そういう方だけで今 170 人ほどいます。という中であるので、われわれとしてもそういう方々、なかなか入所施設って障がいの施設なので、介護施設のように、お亡くなりになって空くなんて動きはなかなかないんですよ。そうすると本当に待機していただいているだけで、その間をどうつないでいって、すでにその辺りも大変なご苦労しながら家族の方は生活してるのですが、もう少しそういう辺りを、必要であれば必要性とか、本当に待ちながらどう生活しているかもあるのですが、施設を待つだけではなかなかという中に、先ほど言ったように、重度のグループホームの支援とかもわれわれはしているので、そういう生活もできないかなという話もしながら、ご本人の状態、家族の思いに沿ったふさわしい生活の仕方というのは考えていかないと、今待機者がいるから入所施設を増やすという話の方向には、なかなか国の整備費の補助金もつかない状況であるので、そんなあたりは大きな課題かなと思っています。

7 年度には、北区のほうの太陽福祉会「陽だまり」という施設が、そういう国の動きの中ではありましたが、県とかいろいろ調整機関の協力を得て、新しい施設ができました。新潟市で初の障がい児の入所施設、定員 10 名でしたけれども、プラス障がい者の施設が 30 名、全部で 40 名の施設ができたのですが、実は児のほうは入所 10 名全員入所できてるんですけど、障がい者のほうの 30 名は今、これも大きな問題なんですけど、福祉人材、いわゆる支援員が集まらなくて、実際 30 名のところ今 14～15 名しか入れていない状況で、せっかく整備できて建物もできたのに、福祉人材、支援員が法人のほうで確保できないために、今入所者が決まっているのに、あなたは 30 人の中に入ってますよと言われているのに、今実際入所できてないという状況にもなっています。

なので、さっき言ったように資源を増やす、建物とかそういうのを増やすのも大事なんですけど、やはり支援を行うのは人間なので、その福祉人材をどう確保していくかというのは、障がいだけではなくて、介護だって保育だって、どこも問題になって、外国人の雇用なんて話もよくニュースに出ますけれども、障がいの部分での外国人の活用はなかなか難しいところがあって、なんだけど、そのままではこれから少子高齢化といいながら人口が減っていく中でも、やはり支援が必要な方はいらっしゃるわけで、今言ったように新潟市の入所施設だけでも 170 人待ってるというところでは、資源、建物とかベースとなる部分の整備と合わせて、やはり人材をどう確保していくかというのが本当に大きな問題で、いろんな切り口でどういうふうにできるかという話は、引き続き皆様のほうからのご意見とかいろいろありましたら、聞かせていただきたい部分でもございます。

続きまして 3 ページをご覧ください。「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」という項目でございます。①にありますとおり、「精神病床における早期退院率」というのを目標に加えておりますが、こちらにつきましては、目標設定自体は県が目標を定めるというルールになっているものですので、市としてもそれに向けて取り組みを進めてきているというところがございます。

その下②には、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの取り組みの推進」というふうにあります。こちらにつきましても、「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」という会議の開催や、当事者団体等の共同事業の開催・実施も含めまして、事業とし

ては取り組んでいるところで、そちらの実現に向けた取り組みを進めているところでございます。

続いて、飛ばしまして、4として、6ページから12ページまでは「福祉施設等から一般就労への移行」ということで、障がい者の就労支援の目標がずらっとあります。まとめて話しますと、はじめに6ページご覧ください。①の「福祉施設から一般就労への移行」と書いてあります。ここでいう福祉施設というのは、細かい話で恐縮ですが、自立訓練とか生活介護、地域活動支援センターⅢ型とかということ、いわゆる日中をそういうところで生活をしている方が、一般の就労をするというところを目標にしているものでございます。今後この項目があといろいろ、就Aとか就Bとか、それぞれでどれだけ移行したかという話がずらっとあるんですけれども、備考欄にその目標の設定の仕方が、例えば今の福祉施設から一般就労の移行のところで備考を見ますと、「令和3年度の人数を1.28倍で乗じた人数」と、1.28倍と書いてあります。ちなみに、次の7ページを見ますと、こちら就労移行支援事業からのところは1.31倍で乗じた数となっていて、それぞれ項目によって倍率が、目標と立てる倍率が違うのは、これは何かと思って確認しましたら、先ほど言ったように、この計画は国の基本指針で示されていて、基本指針の中で、それぞれの目指すべき3年間、トータルで言えば6年間とかの何倍が目標ですと定められているので、それぞれ事業によって、目標となる基準に対する倍率の数が違うというふうなものになっているということも説明させていただきました。6ページから12ページに記載されていますが、目標についてはすべて達成しているという状況でございます。

続きまして、飛びまして13ページからは、また項目変わります5番「障がいのある子どもの支援の提供体制の整備」とあります。先ほど基本計画のほうでもお話ししました児童発達支援センターにつきましては、それぞれ新潟市内では福祉型、医療型、それぞれ1カ所ずつ設置されているということがございますし、下段の「地域社会への参加・包容を推進する体制」につきましても、すでに6つの事業所で保育所等訪問支援などのサービスが提供されており、目標については達成しているという状況でございます。

続いて次のページ、14ページでございます。③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保ということでございます。主に重症心身障がい児を支援するサービス、児童発達支援・放デイにつきましては、令和7年度末時点で、児童発達支援事業所でその重度の方を受け入れてもらうのが市内4カ所。放課後等デイサービスでは市内に重度の方を主となって受け入れていただくところが11カ所ということで、目標自体は達成しているのですが、やはりそういう方々も増えているという中なので、なかなか定員の空きがなかったり、自宅からの距離とかも含めてですが、なかなかスムーズにというのはないので、引き続きわれわれも働きかけをしながら、今後も必要な定員数の確保に取り組んでいこうと考えております。

その下、④医療的ケア児などに対する支援ということで、医療的ケア児、気管切開とか痰吸引とか、24時間目を離せない重度な支援を要する、かなりご家族にとってはご負担が大きい子どもさんに対する部分でございます。取り組みとしましては、令和8年度末までに、それぞれ関係機関が、医療的ケア児の適切な支援について連携を図るための協議の場を設置するとか、医療的ケア児のコーディネーターを配置するということで定めておりまして、実際に配置も進んでいるところでございます。具体的に言いますと、本市では自

立支援協議会の中に、先ほど言ったように部会みたいな形がありまして、療育等の支援部会ですとか、重心ケアワーキングというような取り組み、検討機関がありますので、そちらにおいて医療的ケア児の支援についての協議を行うとともに、先ほどあったように医療的ケア児のコーディネーターの養成研修を受講しました相談員は、今4名が各基幹相談支援センター、4カ所市内にあります、そちらに1人ずつ配置をしております、支援を行っているという状況でございます。今後も、数は全体から比べれば対象者というのは少ないんですが、今言いましたように、重度の支援、ご家族のご負担もあるところで、引き続き支援体制の充実に取り組んでいきたいというふうに思っております。

最後に17ページをご覧ください。「8 障がいや障がいのある人への理解促進」という項目です。①「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」、共生条例の普及啓発でございますが、毎回認知度を指標としておりまして、市政世論調査で確認をしているというところでございます。実績を見ていただきますと、6年度が37.3、7年度は41.3と伸びてはいるのですが、8年度、最終年度は今年度ですが、まだ目標値に達していないというところでございます。市政世論調査に見ても、若い方々の認知度が低いというのがわれわれ把握できておりますので、引き続き福祉教育の促進ですとか、障がい者アートを活用した「ともにプロジェクト」という取り組みを進めているのですが、そちらを推進するとともに、大学生を対象としたワークショップなどを開催し、効果的な周知方法なども引き続き検討するなど、認知度の向上に取り組んでいます。

今、市内の大学において、そういう講座を大学の先生とお話ししながら設けさせていただいて、理解するためにといいところもあるんですが、先ほども言いました福祉人材の面でも、やはり大学生の方々、将来卒業すれば社会に出ることの中で、障がいを理解していただいて、1つの就職の選択肢に考えていただきたいというねらいもあって、大学とのつながりも大事にしているところでございます。

その下、下段②学校等を通して共生条例の普及啓発ということで、これが先ほど言ってきました、小中学校に障がいの当事者が行っていて、お話ししながら理解を進めるという取り組みで、回数、校数としては年々増えておりますので、小さいころからご理解いただく、例えばその子どもたちが社会に出るときに「小学校、中学校でこういうことをそういえば聞いたよな」なんて話が、社会に出るときにつながってくればいいのかなという思いもしながら、広めていければと思って取り組んでいるところでございます。

すみません、長々となりましたが、こちらが3カ年、R6、7、8の2年目での今の到達時点をかいつまんで話してきたところでございます。

最後にさらっと、資料3というのが、いろいろサービスですとか、取り組みの数値的な目標。これを3カ年の、今回でいうR6、7、8の8年度末までにここまでというふうな数字を設けて、それに向けて整備だったり支援だったり取り組んできているところでございますので、一部取り組みがなかなかうまく進んでないところも、当然課題としてわれわれ考えながらでもございますが、引き続き計画で盛り込んだ目標に向けて取り組んでいるところでございます。

以上で資料1、2、3の説明をいったん終わらせていただきます。お願いします。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明、何かお聞きになりたいことやご意見はございますでしょうか。はい、熊谷委員、お願いします。

(熊谷委員)

資料1の15ページ、(2)①の右の欄ですが、各種助成ないし給付の行った実績というものが記載してありますが、それぞれの件数が例えば43万3,000件とかありますけれども、件というものの数え方をどう数えるのかということをお聞きしたいということが1つと、もう1つは、資料2の6ページ「4 福祉施設から一般就労への移行等」とありますが、この場合の一般就労というのは、障がい者雇用も含めての話なのかどうかというものをお聞きしたいと思います。以上です。

(有川会長)

ありがとうございました。ただいまのご質問につきまして、事務局お願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 大島就労支援係長)

先に就労のほうの回答をさせていただきたいと思います。私は就労支援係長の大島と申します。今ほど熊谷委員のほうからご質問がありました、福祉施設から一般就労への移行ということで、この辺のことなのですが、福祉施設に通われている、サービスを利用されている障がいのある方が、一般企業のほうに就労した人数の数になっております。私のほうからは以上になります。

障がい者雇用の雇用率のほうに対応するというか、障がい者雇用として一般企業のほうに雇用されているという形になります。

(有川会長)

今の件で、はい。

(熊谷委員)

それでは、障がい者雇用ではない雇用は含まれていないということでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 大島就労支援係長)

ちょっと今、私もよく聞こえなかったんですが。

(熊谷委員)

障がい者雇用ではない雇用というのは含まれていないのでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 大島就労支援係長)

一般の雇用ということでしょうか。ここには含まれていないです。あくまでも福祉事業所のほうから、障がい者雇用として一般の企業のほうに移行した人数ということになります。

(有川会長)

はい、では熊谷委員お願いいたします。

(熊谷委員)

中には障がい者雇用ではなくて、一般で雇用される人もいると思うので、そういうものも確認しておく必要があるのではないかと思います。そうでないと、この数字だけでは不十分ではないかと思います。以上です。

(事務局：障がい福祉課 大島就労支援係長)

ありがとうございます。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。もう1件の資料1についていかがですか。

(事務局：障がい福祉課 鈴木在宅福祉係長)

障がい福祉課在宅福祉係の鈴木と申します。私のほうからは、医療費助成の件につきましてご説明させていただきます。

まず1つ目の重度障がい者医療費助成、こちらの助成件数でございますけれども、こちらはレセプトの件数という形になっております。また、その下以降の自立支援医療、精神通院医療などにつきましても、こちらがレセプト件数という形になっております。

(有川会長)

ありがとうございます。今の件、いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。高橋委員お願いします。

(高橋委員)

高橋です。資料1の最後のページの選挙のところに関するものなんですけど、ここには盲とか聾とかという方の支援については書いてあるのですが、息子も実際選挙には行ったことあるんですけど、適切な対応をしていただけてとても困ったことが何回もあります。別のところでもそういう配慮についてお願いしたいというふうに言ったんですけど、ここに発達とか知的の対応の仕方も加えていただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。

(有川会長)

はい、この件いかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 石原管理係長)

はい。管理係、石原と申します。申し訳ございませんが、こちらで選挙を事務として所管はしてないんですけれども、そういったご意見がある、発達障がいとかで、なかなか投

票するのが難しいというご意見大変よくわかりますので、私のほうから所管部局のほうに伝えさせていただきまして、また計画にどうするのかというところも含めて考えたいと思います。ご意見ありがとうございます。

（有川会長）

はい、ほかにはいかがでしょうか、よろしいでしょうか。それでは議事２と議事３については終了とさせていただきます。

4. 議事（4）第5次障がい者計画及び第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定について

（有川会長）

続きまして、議事の4、第5次障がい者計画及び第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定についてに移ります。事務局から説明をお願いいたします。

（事務局：障がい福祉課 榎本課長）

はい、ありがとうございます。では引き続きまして、議事4でございます。こちらが、今年度策定していく計画についてのお話になります。

最初に、資料の4をご覧ください。1に書いてあるとおり、第5次、今年度まで4次ですから、新しいのは5次新潟市障がい者計画、「者」とは言うけど基本計画についての話です。（1）計画の位置付けでございますが、それは先ほどもちょっとお話ししましたけれども、障害者基本法に基づいて、市町村が国の障がい者基本計画ですとか、都道府県も障がい者計画をつくりますので、そちらを踏まえて、あわせて市町村の状況等も踏まえて計画をつくらなければならないというふうに、障害者基本法で位置付けられているものでございます。今日お配りしている中に、あとでご覧いただければいいんですが、参考資料4というのが、ホームページに出ているものの抜粋ですが、国の基本計画の概要が書かれておりまして、こちらを踏まえながらつくるといふように言われているものでございます。

資料4の1ページ（2）計画期間は先ほど言った6年間なので、令和9年度から14年度までの6年間ということでございます。

続いて、次のページ、2ページ見ていただきますと、2として、今度は第8期の「者」の計画と第4期の「児」の計画です。それぞれ3年間ごとに区切って目標を設定していくという計画でございます。こちらの位置付けは書いてあるとおりですが、今度はこちらは障害者総合支援法に基づいて市町村が「者」の計画はつくるし、「児」の計画は児童福祉法に基づいてつくるといふような位置付けになっております。全体の基本計画の中で、現在もそうですが、3年ごとに区切って、前期後期でございますが、分けてということなので、今回今年度つくるのは来年度の令和9年度から11年度までの期間を想定した計画というふうになっております。

（3）に計画策定の基本的な考え方とありまして、こちらも目標設定する計画においても、国から示された基本指針というのがあります。それが、これもあとでご覧いただければなんですが、参考資料5というのが、国が定めている指針ということになりますので、こちらを踏まえながら、われわれがつくるベースになる基本計画も当然踏まえながらということでございますが、そちらを踏まえて、まずは3年間の計画を、「者」と「児」に分けてつくっていくというふうになっております。

3ページをご覧ください。ニーズ把握の方法ということで、どちらも市町村、国とか県を踏まえながらだけど、市町村の状況を踏まえてつくれとなっているので、そういう部分につきまして、障がい者と児の状況を把握するために、アンケート調査を実施します。それを基本計画の方向性ですとか、目標値を踏まえるのに反映させていくというふうな形

で、ニーズの把握をしていくことになっています。ニーズ把握の話は、最後の報告のところでアンケート調査について具体的に話したいと思っております。

最後4ページ、スケジュールです。書いてありますとおり、アンケート調査はあとでお話ししますが、今現在もう実施をしています。7月末ぐらいをめどに回答を集めて、それを整理・集約していく作業に入りたいと思っておりますので、今日の施策審議会が第1回です。そのあとの時期を見ていただきますと、9月、11月、来年9月の1月、9月の3月と、今年度は全部で5回開く予定になっておりますので、そちらのほうでその都度整理した内容を、われわれ話をさせていただきますので、ご意見頂きながら計画を詰めていくというふうになっております。その中には議会の報告ですとかパブリックコメント、市民の皆様からのご意見を頂くのも交えながら計画策定という形になっています。

その施策審議会、1回から5回と書いてあるところにも、社福審ですとか自立支援協議会ですとか、当然そういうところからもご意見頂きながらということなので、計画の策定年度は結構な会議数がある中で、皆様それぞれ、また重複している方も中にいらっしゃるかもしれませんが、幅広くご意見頂きながら、より効果的な、皆さまで共有できる計画を作っていければというふうに考えております。というのが、まず資料の4で、概要でございます。

さらに、資料の5というA3の紙をご覧くださいと思います。中身については、これからもう少し煮詰まってきたら、アンケート結果も踏まえながらお話をさせていただくのですが、今の時点で組み立ての案として、今日お話をさせていただければと思っております。資料のほうを見ていただきますと、左側が旧なので今の計画です。右側が新なので、次年度からのこれからつくる計画ということで、基本理念ですとか基本目標ですとか、それに沿った各論、どんなテーマでという話を、対称として今とこれからとわかるように示しているものでございます。

大きな話で言いますと、基本理念というのは、今の新潟市の中ではそう大きく、新たな要素を入れてつくり変えるというものではないというふうにわれわれは考えています。なので、書いてあるとおりですが、基本理念は、次期の計画も「障がいの有無によって分け隔てられることなく、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指す」というふうな形で、われわれは今考えているところでございます。

いろいろ矢印で動かしているところが、そういう中でも、よりわかりやすいとか、よりそのほうが皆様に理解しやすいというところを踏まえまして、一部組み立ての修正をしているところですので、それをちょっと順番に話をしていければというふうに思っています。具体的には、今お話ししました基本理念をベースとしまして、流れとしては、まず共生社会の実現に向けて社会を変えていくと、地域の皆様のご理解を含めた部分をベースにしまして、そこに地域を支える取り組みですとか、自立や活躍を支える取り組みという流れで整理することで、計画全体の構成がより理解しやすいというふうに考えまして、旧でいう左側の下のほうですが、「地域社会の障がいに関する理解の促進」というところを、右側のほうで一番上に持ってきましたが、言葉ももう少し整理、わかりやすくといいますか、範囲をちゃんと踏まえることを考えると、「共生社会の実現に向けた障がい理解の促進」というふうに、基本目標を変更して一番上に設けているのが、今の新しいほうの計画

の構成案でございます。その分下を上を持っていったので、2番目、3番目を下にずらしたというのが組み立てのお話でございますし、言葉を文言変えたのがちょっとゴシックで黒くなっておりますが、「障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進」というのが、旧の計画の下の方では6つてありますけど、それを今上を持って行って、もう少し幅広くとらえ直して「権利擁護と社会参加の推進」という表記にしたところでございます。

それと、先ほどもちょっと触れましたが、新しいほうの計画で言いますと、2番目の基本目標、「地域生活の支援体制の充実」の中に「保健・医療・福祉の充実」とありますが、そこが先ほどだと「障がいの予防」という表記になってましたけど、そうではなくて、「障がいの早期の気づき・早期の支援」というふうに表記を変えたところでございます。

もう1つ、旧のほうの左のほうの2番目の基本目標、「自立の実現に向けた支援と療育・教育の充実」というところを、順番ずれたので3番目になるんですけども、表記をもう少し具体的にということで、発達支援なども特に意識してなんですが、「ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実」というふうにしまして、ぶら下がる取り組みを位置付けたところでございます。

そのあたりが大きな計画構成案についての修正点といいますか、次回に向けてはそういうふうに考えていくというところですので、そちらの部分についてご意見等頂ければと思いますし、もう1つ総論のところ、またゴシックで書いてあるんですが、「SDGs（持続可能な開発目標）との関係」ということで、計画にはよくある、マークとかこういうの位置付けられてますけど、どの計画も大体今はSDGsのことを考えながら配置しているのですが、今の計画にはそちらはないんですけども、それにつきましても、障がいの施策についても、持続可能という視点も当然踏まえてということなので、そちらのほうも取り込めていければということで、右上の総論のところ、ゴシックで書いてあるところでございます。

以上が、今の段階での構成案ということで、次年度のための、今年度つくる計画の体系の案となっておりますので、ご意見を頂ければと思います。以上でございます。

（有川会長）

はい、ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見、ご質問等ございませんようですので、ここで議事の4を終了したいと思います。

5. 報告事項（1）障がい福祉施策に関するアンケート調査について

（有川会長）

続いて、次第の5. 報告事項に移ります。それでは事務局お願いいたします。

（事務局：障がい福祉課 榎本課長）

引き続きまして、先ほどもちょっと触れましたが、皆様のニーズ把握をするために、アンケート調査を実施するということでございまして、そちらについてどういう形でしているかというのを説明したいと思いますので、資料の6、A4の一枚紙をご覧ください。

今までもそれぞれ計画、6年に一度つくるときと、あと残りの3年ごとに目標値を3年間決め直すときも3年ごとにアンケートを実施してきております。その辺も踏まえまして、今回も障がい者と障がい児を対象に分けて、アンケートを実施しています。

資料6の①を見ていただきますと、18歳以上の障がい者手帳所持者を対象としたアンケートということで、7月の初めから7月の末まで、今調査期間としてやっております。左の表にある種別のとおりで、種別ごとに約1割の方を抽出しまして、対象者合計欄ありますけれども、5,056人の方にアンケートを送付して実施をしているところでございます。表の外には、ちなみに過去のアンケートの有効回収率というのが書かれているところでございます。

2つ目の②のほうは、「児」のほうのアンケートということで、こちらも7月の頭から末までということで実施をしているところでございます。対象としましては市内の特別支援学級、特別支援学校と、こちらも委員の皆様方からご意見いただいたかと思うのですが、特別支援学校とか学級ではない方も中にはいらっしゃる、そういう方がいらっしゃるのではないかとということで、普通の学級に所属しながら一部授業を受けるような、通級の指導教室のほうも対象としまして、あわせて、特に学齢期末満が主かもしれませんが、児童発達支援センター「こころん」の利用者のほうも対象としまして、母数の2割ほどである、表の外にあります889人の方へ、今アンケートを実施しているところでございます。

最後に、参考資料の6-1と6-2というのが、実際にアンケート調査票です。これを実際に皆様に送付しているものでございます。どういうところを3年前と比べて加えたかみたいなどころをお話ししますと、まず資料を参考資料6-1というのが「者」の方に向けたアンケートですが、例えば問10が新しく設けているんですが、重度の障がいの有無についても選択で回答していただくようにしてまして、ほかの質問とそれをクロス集計することによって、例えば医療的ケアが必要な方とか強度行動障がいがある方について、どのようなニーズがあるかみたいなどころも見えるような形で、アンケートを実施しているところでございます。

同じくこの参考資料6-1の8ページをご覧くださいますと、問14と問15が書かれておりますが、前のページの問13で日中の過ごし方を質問しているんですが、働く予定ではない方につきまして、実際就労したいかどうか意思を確認したり、働く予定だという方については、実際に問15「収入を得て仕事するとき不安なことや心配なことはありますか」というのを聞かせていただいて、どういうところに思いとか、こういうところが心配だとか聞きながら、今後の計画ですとか、施策展開のためのニーズといいます

か、声を聞ければというふうに考えております。

プラスして、問 20 なので 10 ページご覧ください。これも新しく加えたんですけれども、問 20 からの質問は 23 までありますが、能登半島地震なども踏まえまして、災害時について、発生時の懸念やどういう支援が必要かみたいなところを新たに設けて、今アンケートを実施しています。この項目については 6－2 のほうにも災害時ということで、児童の方小さければ親の方になるので、そういう方にも災害時の部分のニーズとか思いとかというのを把握したいと思ひまして、新しく加えてアンケートを実施しているところでございます。

これらアンケートの調査結果につきましては、調査期間後に集計を行ひまして、次回の審議会のほうでご説明させていただければと思ひております。説明は以上になります。

(有川会長)

ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

特にはないようですので、それでは、ただいまの件につきましては以上にしたいと思ひます。

6. その他

(有川会長)

最後、その他ですけれども、事務局から何かございますでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 榎本課長)

最後に、本日お越しいただいている方には、3月に前回昨年度の最後の施策審したところでのお話ではあったんですけれども、そちらのほうに、内容につきましては、「きれいな空気を求める会」という団体の方から、特に香りに関する化学物質過敏症について、障がい者計画に新たに位置付け、必要な記載を行うことを求める意見書が3月の場で、実際会議が終わったあとではありますが、施策審議会に提出されたところでもあります。それにつきましては、今事務局としましては、その当該意見書における化学物質過敏症に関するご意見ということにつきましても、広く市民の意見をお聞きするパブリックコメントで頂くとご意見と同様に取り扱って、その概要及び市の考え方を、パブリックコメント期間を終えると、「こういう意見が出まして、それに対して事務局、市としてはこう考えます」という話をこの場でもさせていただきますので、その中で、1つの市民の方の意見と同じ扱いで整理をして、公表の対象とさせていただきたいというふうに考えていますので、この取り扱いについて委員皆様のご承諾をいただければと思っておりますので、ご審議をお願いしたいと思います。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。ただいま事務局のほうから、化学物質過敏症に関するご意見についてですけれども、これにつきましては、今後実施するパブリックコメントで、寄せられるご意見と同様に取り扱うとする旨の提案がありましたが、この取り扱いにつきまして皆さんいかがでしょうか。ご異議がなければそのように取り扱うことといたします。

その他、特に何かご意見等ございますでしょうか。

それでは、令和8年度第1回新潟市障がい者施策審議会はこれで終了となりますが、委員の方々それぞれの立場でお気づきのこと、あるいは日常の中でお考えのことがございましたら、お手元のほうに「障がい者施策審議会に対する意見」という用紙がございます。現状を踏まえた意見なり、あるいは提案についてお書きいただいて、提出いただけたらと思います。

皆様、お忙しいところ、長時間にわたり会議にご出席いただきまして、大変ありがとうございました。それではマイクのほうを事務局にお返ししたいと思います。

7. 閉会

(司会：障がい福祉課 長澤課長補佐)

有川会長、長時間にわたり議事進行いただきありがとうございました。また、委員の皆様も活発なご意見・ご発言をいただき、ありがとうございました。

それではここで、せっかくですので石井委員のほうから自己紹介のご挨拶を一言いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(石井委員)

関係者の皆様、遅刻して申し訳ございませんでした。午前中から準備はしていたんですが、こういう病気の場合はどうしても、私の場合ですけどオンとオフがありまして、オンのときは動けるんですが、オフになるとスローモーションになっちゃって、最終的には動けなくなっちゃいます。そういうリズムがあるので、なかなかつかめないんですが、今日はなんとか来れました。

私は前回もさせてもらいまして勉強になりました。今回は降りようと思ったけど、なかなか後継者がいなくて、もう3年間することになりましたけど、またこういうことがあると皆さんご迷惑をおかけすると思うので、ぜひお願いなんですけれども、こういう場合は、Zoomでの参加が可能かどうかということを検討してもらえればと。私は欠席するつもりはないんですけれども、出たくても出られないときがございます。そういう意味で、Zoomとかの参加が可能であればお願いします。

あと、私たちパーキンソン病の場合は、なかなかものが言えない人たちがたくさんいます。パーキンソン病友の会代表として意見を述べさせていただきますけれども、全国パーキンソン病友の会で、今年は創立50周年を迎えました。新潟県においても、来年で30周年を迎えます。代々の先輩方が築き上げた患者会を守っていくためにも、皆さんのご協力、これからもより一層協力をお願いすると思っておりますけれども、今後ともよろしくお願い申し上げます。今回は遅刻して大変申し訳ございません。しっかり頑張るのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

(司会：障がい福祉課 長澤課長補佐)

石井委員、ありがとうございました。それでは最後に、今後の会議の日程についてご案内させていただきます。すでに委員の皆様にはお知らせしておりますが、あらためてご案内させていただきます。次回の第2回の会議は、令和8年9月28日月曜日、午後2時から午後4時まで。第3回会議は、令和8年11月30日月曜日、午後2時から午後4時までを予定しております。会場はいずれも新潟市中央区にございます新潟市産業振興センター、市民病院のはす向かいになりますが、こちらの2階の大会議室を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。また開催日時が近づきましたら、あらためて正式な開催通知をお送りさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。また、円滑な会議運営のため、大変お忙しい皆様ではございますが、ご予約の確保にご協力いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

以上で、令和8年度第1回障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございました。